

欧州連合司法裁判所法務官、商標に係る欧州連合指令の解釈に関する  
ハーグ地方裁判所の付託質問について意見を公表

2018年2月9日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州連合司法裁判所 (CJEU) の Maciej Szpunar 法務官 (Advocate General) は、2月6日、商標に係る欧州連合 (EU) 指令 (2008/95/EC) (以下、「商標ハーモ指令 (2008/95/EC)」という。) の解釈に関するハーグ地方裁判所の付託質問について、意見を公表した。色と形のみからなる商標の有効性について世界的に注目を集めている、靴のソール部分を赤とした商標 (ファッションデザイナーの Christian Louboutin 氏及び Christian Louboutin SAS 社が保有) に関し、この意見によれば、色と形を組み合わせた標章は、商標ハーモ指令 (2008/95/EC) の解釈として、拒絶又は無効とされ得る旨示された。なお、法務官の役割は、完全に独立した立場で CJEU に対してその担当事件に係る法的解決策を提案することであり、法務官の意見は CJEU を拘束するものではない。CJEU は、今後、本件について予備的判決を示すこととなる。

本件の概要は、以下のとおりである。

<概要>

ファッションデザイナーの Christian Louboutin 氏及び Christian Louboutin SAS 社 (以下、「Louboutin」という。) は、靴のソール部分を赤とした商標をベネルクス3か国 (ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ) の商標として登録していた。Louboutin は、ソール部分も含めて赤色としたハイヒールをオランダで販売していた Van Haren 社に対し、商標権侵害を主張してオランダにて提訴したところ、Van Haren 社は、Louboutin が保有する商標は無効である旨主張した。

商標ハーモ指令 (2008/95/EC) 第3条 (1) (e) (iii) は、商品に実質的な価値を与える形状 (shape) から専ら構成される標章が拒絶又は無効理由として規定しているところ<sup>1</sup>、ハーグ地方裁判所は、Louboutin が保有する商標の有効性の判断に当たっては、この規定の解釈、すなわち、この規定における「形状 (shape)」の解釈として三次元的特徴だけでなく色などといった非三次元的特徴も含まれるのか否かという点が問題となるとして、CJEU

---

<sup>1</sup> 形状の本質的な機能的特徴が技術的な結果の実現にのみつながる場合に、そのような商品の形状のみからなる標章の登録を禁ずるものと解すべきとされている。参考として、産業構造審議会知的財産政策部会第22回商標制度小委員会 (平成22年7月2日開催) 資料2-5 「新しいタイプの商標とその他の拒絶理由について」第6頁参照 (URLは以下のとおり)

[https://www.ipa.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/t\\_mark22/shiryou2-5.pdf](https://www.ipa.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/t_mark22/shiryou2-5.pdf)

に本規定の解釈について質問を付託した<sup>2</sup>。

Szpunar 法務官による本意見では、商標ハーモ指令（2008/95/EC）第 3 条（1）（e）（iii）は、色と形状を組み合わせて構成される標章についても適用可能であり、したがって、商標ハーモ指令（2008/95/EC）第 3 条（1）（e）（iii）に基づいて拒絶又は無効とされ得る旨示された。なお、本意見では、商標ハーモ指令（2008/95/EC）第 3 条（1）（e）（iii）における「商品に『実質的な価値を与える』形状（shape）」という点を評価する際、商標又はその権利者の名声を考慮することは認められず、あくまで、その形状本来の価値のみが関係するという点も指摘されている。

<参考：商標ハーモ指令（2008/95/EC）第 3 条（1）（e）（iii）の仮訳>

### 第 3 条 拒絶又は無効の理由

- (1) 次のものは、登録されず、又は登録された場合でも無効と宣言される。
  - (a) ～ (d) 略
  - (e) 専ら次のものから構成される標章
    - (i) ～ (ii) 略
    - (iii) 商品に実質的な価値を与える形状
  - (f) ～ (h) 略

— CJEU のプレスリリース及び Szpunar 法務官の意見は、それぞれ以下参照 —  
(CJEU のプレスリリース)

[According to Advocate General Szpunar, a trade mark combining colour and shape may be refused or declared invalid on the grounds set out under EU trade mark law](#)

(Szpunar 法務官の意見)

[ADDITIONAL OPINION OF ADVOCATE GENERAL SZPUNAR delivered on 6 February 2018](#)  
[\(1\) Case C-163/16 Christian Louboutin, Christian Louboutin SAS v Van Haren Schoenen BV](#)  
[\(Request for a preliminary ruling from the Rechtbank Den Haag \(District Court, The Hague, Netherlands\)\) \(Reopening of the oral procedure — Reference for a preliminary ruling — Trade marks — Refusal of registration or invalidity — Shape — Concept — Three-dimensional properties of the goods — Colour\)](#)

(以上)

---

<sup>2</sup> 本件では、商標ハーモ指令（2008/95/EC）第 3 条（1）（e）（iii）の解釈について質問が付託されているところ、この規定と同趣旨の規定は、2015 年の商標制度改革による改正商標ハーモ指令（2015/2436）第 4 条（1）（e）（iii）に定められている。なお、本件については、CJEU に質問が付託された後、第 9 法廷が担当し、口頭審理が 2017 年 4 月に実施され、Szpunar 法務官が 6 月に意見を示していたが、その後、第 9 法廷のリクエストに基づき、本件が大法廷に移管されて口頭審理が 11 月に再度実施され、Szpunar 法務官が今回追加の意見を示したところである。